

## ピアセンターかしわら（指定特定相談支援）重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条に基づき、当事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定特定相談支援サービスを提供します。指定特定相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域 .....	2
4. 営業時間 .....	2
5. 職員の体制 .....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
7. サービスの利用に関する留意事項 .....	4
8. サービス実施の記録について .....	4
9. 損害賠償保険への加入 .....	5
10. 苦情の受付について .....	5
11. 虐待の防止について .....	6

社会福祉法人柏原市社会福祉協議会

ピアセンターかしわら

当事業所は柏原市の指定を受けています。

（柏原市指定 第2734600030号）

## 1. 事業者

名称	社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会
所在地	大阪府柏原市大県4丁目15番35号
電話番号	072-972-6786
代表者氏名	会長 谷口 和宏
設立年月	昭和49年11月

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 平成24年5月1日指定 柏原市2734600030号
事業の目的	指定障害福祉サービス事業の指定特定相談支援事業所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	ピアセンターかしわら
事業所の所在地	大阪府柏原市本郷3丁目9番62号
電話番号	072-971-2039
管理者氏名	真野和史 (専任・兼任) 相談支援専門員
事業所の運営方針について	利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な相談支援を提供する。
開設年月	平成24年5月1日
事業所が行っている他の業務	指定障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

## 3. 事業実施地域

柏原市全域

## 4. 営業時間

営業日・営業時間	月～金 9時～17時 (祝日、12/29～1/3を除く)
サービス提供日・サービス提供時間帯	月～金 9時～17時 (祝日、12/29～1/3を除く)

## 5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名	0名	1名	1名	業務の管理、法令順守のために必要な指揮命令
2. 相談支援専門員	3名	0名	3名	1名以上	生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成

当事業所では、利用者に対して指定特定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。管理者は他事業の管理者を、相談支援専門員は一般相談、指定障害児計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を兼務しております。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) サービス内容（第3条～6条参照）

#### ①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者的心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、利用者及びその家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

#### ②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等とモニタリング時及び更新時等に面接し、経過を把握します。
- ・ サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者との

連絡調整を行います。

- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・ 24時間連絡の取れる体制を確保し、緊急時の利用者の相談に応じます。

#### ③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

#### ④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

### (2) 利用料金（第7条参照）

#### サービス利用料金

指定特定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

#### サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、事業所等にご遠慮なく相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（第9条4項参照）

本事業所では、関係法令（及び柏原市社会福祉協議会個人情報保護規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供了日から5年間です。

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

#### （1）福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
  - イ サービス利用計画案及びサービス等利用計画
  - ロ アセスメントの記録
  - ハ サービス担当者会議等の記録
  - ニ モニタリング結果の記録
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (4) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	月～金 9：00～17：00 (祝日、12/29～1/3 を除く)
----------	--------------------------------------

## 9. 事故発生時等における対応方法

- (1) 利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、柏原市及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。
- (3) 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	介護事業者向け賠償責任保険
補償の概要	業務遂行中の事故、業務の結果による事故

## 10. 苦情等の受付について

### (1) 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定特定相談支援事業所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）。
- 本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいている。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員	曾奈 京子（連絡先 974-6591） 三浦 誠（連絡先 977-1612） 村田 善玄（連絡先 993-1500）
-------	--

- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ①苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。

②相談担当者は、把握した状況をサービス提供責任者とともに検討を行い、対応を決定します。

③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します)。

<b>【事業者の窓口】</b> 柏原市社会福祉協議会 総務係	所在地 柏原市大県4丁目15-35 電話番号 072-972-6786 FAX 072-970-3200 受付時間 月～金(祝日、12/29～1/3を除く) 午前9時～午後5時
-----------------------------------	--

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

<b>【市町村の窓口】</b> 柏原市役所 障害福祉課	所在地 柏原市安堂町1-55 電話番号 072-972-1508 FAX 072-972-2200 受付時間 月～金(祝日、12/29～1/3を除く) 午前9時～午後5時
<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660 受付時間 月～金(祝日、年末年始等を除く) 午前10時～午後4時

### 1 1. 虐待の防止（第16条参照）

本事業者は、虐待防止のための体制を整備し、利用者に対する虐待の防止に努めます。また職員に対して虐待防止を啓発するための研修を定期的に実施し、利用者の権利擁護に努めます。

本事業者は、利用者及び地域住民に対し、虐待の存在を早期に発見し、通報を受けるための窓口を明らかにし、迅速な解決に努めます。

虐待防止に関する責任者	真野 和史
-------------	-------

### 1 2. サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

### 1 3. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

サービス第三者評価の実施状況 実施していない

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 所在地 柏原市大県4丁目15番35号  
法人名 社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会  
代表者名 会長 谷口 和宏

事業所名 ピアセンターかしわら  
説明者氏名 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄（ ）

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄（ ）